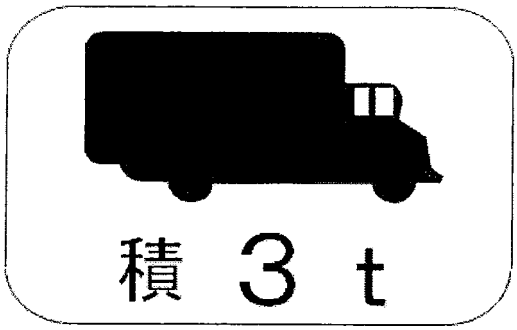
両の種類（503―C）	車両の種類（503―D）
	標章車専用

」に

改める。

別表第二の備考一の㈠の28中「「前方優先道路」を表示する補助標識を」の下に「、「高齢運転者等標章自動車駐車可」及び「高齢運転者等標章自動車停車可」を表示する本標識には　車両の種類（503―D）　」を表示する補助標識を」を加え、同表の備考一の㈢の4の⑴中「「軌道敷内通行可」」の下に「、「高齢運転者等標章自動車駐車可」」を、「「駐車可」」の下に「、「高齢運転者等標章自動車停車可」」を加え、同表の備考一の㈥の表中

重被牽引車を牽引している牽引自動車	けん引
高齢運転者等標章自動車	標章車

」を

に改める。

別表第二の備考二の㈠の1中「補助標識（」の下に　車両の種類（503―D）　」、を加え、同表の備考二の㈢の1中「ただし」の下に　、車両の種類（503―D）　」を表示する補助標識については地を淡い黄色、文字を黒色とし　を加える。

別表第五規制標示の部分平行駐車の項、直角駐車の項及び斜め駐車の項中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項」に改める。

附　則

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の施行の日（平成二十二年四月十九日）から施行する。ただし、別表第一規制標識の部分歩行者通行止めの項及び同表指示標識の部分規制予告の項の改正規定は、公布の日から施行する。

省　令

○財務省令第七十二号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十四条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十八日

財務大臣　藤井　裕久

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式（その三）中「非課税適用分」を「非課税適用分及び上場株式等の配当等の支払の取扱者への支払分」に改める。

別紙第一号書式（その九）を次のように改める。